

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十八号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年広島県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第三号の二中「㉘」を「㉙」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。